

成人用肺炎球菌ワクチン 接種の公費助成について

(健康福祉課)

平成27年度は、下記のとおり成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施します。

○肺炎球菌について

肺炎球菌は肺炎の原因となる菌であり、肺炎のほかにも慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症等を起こすことがあります。肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25%～40%を占め、特に高齢者や慢性疾患をお持ちの方は重篤化するおそれがあります。

○接種スケジュール

・筋肉内または皮下注射で、1回接種です。

・接種後5年間は効果が持続するとされており、毎年接種する必要はありません。

※過去5年以内に接種したことがある方は、再接種により、接種部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が強く出現することがあります。

○助成対象者

(平成28年3月31日まで)

五霞町に住所があり、接種日現在で下記の年齢に該当する方ただし、いまままでに肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン)の接

種を受けたことがある方は、対象外です。

①平成27年度に各年齢になる方

65歳	：	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
70歳	：	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
75歳	：	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
80歳	：	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
85歳	：	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
90歳	：	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
95歳	：	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生
100歳	：	大正4年4月2日生～大正5年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

○公費助成金について

3,000円(1人につき生涯1回限りです。)

○接種方法について

委託医療機関での個別接種と

なります。

委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。

※委託医療機関以外で接種をした場合は、助成金の申請が必要で、接種前に確認願います。

○予診票について

保健センターで発行します。(健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちのうえ、保健センターにお越しください。)

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

臨時福祉給付金継続のご案内

(健康福祉課)

○臨時福祉給付金とは
平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことによる所得の低い方々への負担の影響に配慮し、簡素な給付措置として支給されました。

消費税10%への引き上げが平成29年4月に先送りされたため、引き続き行われることとなりました。

○給付対象者

平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方
※ただし、次の方は除く。
・課税されている方に、税法上

扶養されている場合

・生活保護制度の被保護者

○給付額

・給付対象者1人につき6千円

※今回の給付金は、年金受給者等に対する加算はありません。

○申請・支給手続き

申請先は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録がされている市町村になります。

※申請方法・支給時期については、詳細が決まり次第お知らせします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)

子育て世帯臨時特例給付金継続のご案内

(健康福祉課)

○子育て世帯臨時特例給付金とは
平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことによる子育て世帯への影響等を緩和するため、臨時特例的な給付措置として支給されました。

消費税10%への引き上げが平成29年4月に先送りされたため、引き続き行われることとなりました。

○支給対象者

平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者及び要件を満たす方

○対象児童

平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童

※生活保護の被保護者等は除く

○支給額

対象児童1人につき 3千円

※今回は、臨時福祉給付金支給対象世帯の方も、併給できません。

○申請・支給手続き

支給対象者は、原則として、基準日(平成27年5月31日)時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行います。

※申請方法・支給時期については、詳細が決まり次第お知らせします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)

納税等記録票について

(町民税務課)

町の税金や上下水道料金、保育料などの年間スケジュールが記載されている「五霞町納税等記録票」は役場④番窓口へ備えてあります。また、町ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)